



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	くろき眼科	長崎県長崎市畝刈町1613 番地33 サクセスカパーヒルズ 2F	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 1月 3日	第12期決算報告の承認に関する件
令和 4年 2月19日	黒木金次郎社員退社及び監事辞任の承認に関する件 笠井大介監事就任の承認に関する件 中村美保子社員就任の承認に関する件
令和 4年 11月 5日	第14期の事業計画及び収支予算の決定
”	第14期の役員報酬額の決定 理事及び監事の改選 新社員及び新理事の選任

様式 3 - 3

法人名 医療法人 くろき眼科  
 所在地 長崎県長崎市畝刈町 1 6 1 3 番地 3 3 サセガビルズ 2F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 11月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	83,733	I 流動負債	9,447
II 固定資産	78,613	II 固定負債	20,313
1 有形固定資産	26,362	負債合計	29,760
2 無形固定資産	930	純資産の部	
3 その他の資産	51,321	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	113,386
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	113,386
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	19,200
		純資産合計	132,586
資産合計	162,346	負債・純資産合計	162,346

法人名 医療法人 くろき眼科  
 所在地 長崎県長崎市敵刈町1613番地33 サセガビル 2F

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	131,173
2 事業費用	119,577
本来業務事業利益	11,596
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
付帯業務事業利益	0
事業利益	11,596
II 事業外収益	9,894
III 事業外費用	6,427
経常利益	15,063
IV 特別利益	227
V 特別損失	408
税引前当期純利益	14,882
法人税等	3,423
当期純利益	11,459

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 くろき眼科  
 所在地 長崎県長崎市畝刈町 1 6 1 3 番地 3 3 ササガビル 2F

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和 4年 11月 30日現在)

1. 資 産 額 162,346 千円  
 2. 負 債 額 29,760 千円  
 3. 純 資 産 額 132,586 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	83,733
B 固 定 資 産	78,613
C 資 産 合 計 (A + B)	162,346
D 負 債 合 計	29,760
E 純 資 産 (C - D)	132,586

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

## 監事監査報告書

医療法人 くろき眼科

理事長 黒木 明子 殿

私は、医療法人 くろき眼科 の令和3年会計年度（令和3年12月1日から令和4年1月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月4日

医療法人 くろき眼科

監事 笠井 大介